

信州の森林づくり事業実施要領及び調査要領の改正の概要

森林づくり推進課

〔H28年8月申請分から適用〕

1 実施要領の主な改正内容（事業主体による不適正な申請の排除）

・申請書類を一覧表で明示

申請に必要な書類を明確にするため要領を改正し、必要な書類を一覧表で示した。

・セルフチェックリストの提出の義務化

申請案件ごとにチェックリストの作成・提出を義務化し、申請者のセルフチェックと地方事務所書類調査に活用する。

・作業内容が明確に確認できる写真の添付の義務化

撮影内容が分かる黒板等を入れると共に、撮影位置が確認できるGPS機能付きカメラ等により原則位置情報を持った写真とした。また、申請に必要な写真の撮影方法、撮影頻度、枚数及び提出数を一覧表で示した。

・管理プロットの義務化

申請者自らが管理用プロットを設定し、伐採率等を管理するよう義務付け、そのプロット結果をもって申請するものとした。また、プロット結果については、申請書の添付書類とした。

2 調査要領の主な改正内容（県による適切な調査の実施）

・調査体制

調査は調査員および副調査員の2名体制で実施するものとした。また、調査員は地区担当普及指導員以外の者とした。

・空中写真等による除地の確認

空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき箇所や既設路網の有無を確認するものとした。

・適切な現地調査箇所の抽出

現地調査の無作為抽出については、林務担当以外の者が乱数表を用いて抽出するものとした。

不適正な申請が判明した場合は、所長が必要と認める期間、全箇所調査をするものとした。

・管理プロットの確認

申請者が設置した管理プロットが施行地の標準的な箇所に設置されているか確認するものとした。

・調査記録の保存

調査状況写真はGPS機能付きカメラ等で撮影するものとし、5年間保存するものとした。また、調査経路や調査写真撮影位置等を図化するものとした。

・施行位置の確認

申請書で示された施行地位置と合致するか、GPS等で照合・確認するものとした。

・調査結果の公表

調査件数、抽出方法、合格件数、不合格件数及び不合格理由を地方事務所林務課内で公開することとした。